

## 森林整備作業に係る入札・契約制度の見直しについて お知らせ

岡山県農林水産部治山課

岡山県の森林整備作業に係る入札・契約制度について、令和5年6月1日から、次のとおり見直しを行いますので、お知らせします。

### I 請負代金内訳書における法定福利費の明示

労働者が社会保険等に参加するための原資となる法定福利費が、発注者から元請業者、元請業者から下請業者へ適正に支払われるようにすることが重要であり、元請業者が森林整備作業ごとの法定福利費の額を認識し、下請契約ごとに法定福利費を適切に確保していく必要があるため、国からの要請に基づき、**令和5年6月1日以降に請負契約を締結する県発注森林整備作業**について、契約の締結後、**受注者は法定福利費を明示した請負代金内訳書を発注者に提出するとともに、発注者は法定福利費が適切に計上されていることを確認することとします。**（予定価格（税込）250万円未満の随意契約で発注する森林整備作業は対象外です。）

詳しくは別添のチラシを御覧ください。

※「法定福利費」とは、健康保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料それぞれの事業主負担分をいいます。

### II 森林整備作業請負契約書の様式の修正

上記 I に伴い、森林整備作業請負契約書の様式を修正します。修正後の様式は、岡山県治山課ホームページから入手してください。

また、最新の各種様式も、こちらから入手できますので、適宜、御確認ください。

#### 岡山県 治山課 ホームページへのアクセス方法

県のホームページ (<http://www.pref.okayama.jp>) から → 画面右上の [組織で探す] をクリック → [農林水産部] をクリック → [治山課] をクリック

#### 【問合せ先】

岡山県農林水産部治山課整備班

TEL 086-226-7457

# 令和5年6月1日から※1 岡山県発注の森林整備作業※2を受注したら 法定福利費を明示した請負代金内訳書 を提出してください

※1 令和5年6月1日以降に契約を締結した森林整備作業から

※2 予定価格（税込）250万円未満の随意契約で発注する森林整備作業は対象外です

## 法定福利費とは何ですか？

受注した森林整備作業の現場労働者（元請・下請を問いません。）に関する社会保険等の掛金のうち

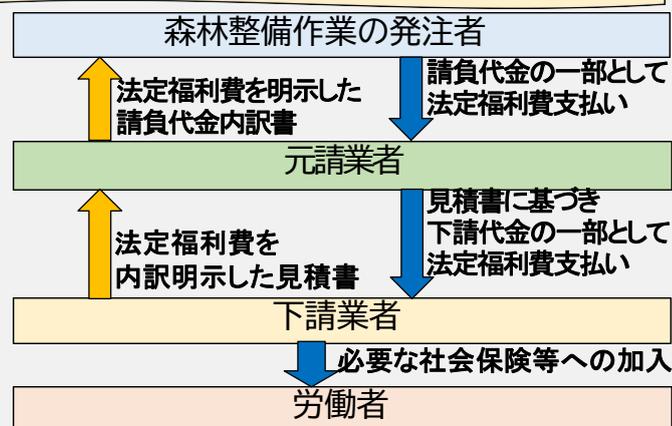
・健康保険料（介護保険料を含む。）  
・厚生年金保険料（子ども・子育て拠出金を含む。）  
・雇用保険料

の事業主負担分をいいます。  
（労災保険料は含まれません。）

## なぜ、法定福利費を明示した請負代金内訳書を提出しなければならないのですか？

労働者が社会保険等に参加するための元手となる法定福利費が、発注者から元請へ、元請から下請へ適正に支払われることが重要です。

現場労働者（元請・下請）の法定福利費は、それぞれの森林整備作業の請負代金の中で確保する必要があります。法定福利費を明示した請負代金内訳書を作成することにより、法定福利費の額が明確になることから、元請・下請間での必要な法定福利費の確保につながり、労働者の処遇改善を目指すものです。



## 法定福利費はどうやって計算するのですか？

### 1 基本的な計算方法

・法定福利費 = 労務費 × 社会保険料率

\* 社会保険料率は裏面（参考資料①）を参照してください。

### 2 労務費の算出が困難な場合

・法定福利費 = 森林整備作業費（消費税抜き） × 森林整備作業費当たりの平均的な法定福利費の割合

・法定福利費 = 森林整備作業数量 × 数量当たりの平均的な法定福利費

（裏面もご覧ください。）

## 請負代金内訳書の提出先は？

森林整備作業の契約担当(契約書の提出先)に、契約締結後 14 日以内に提出してください。

- ・本庁発注の場合…治山課
- ・県民局の場合…県民局総務課

契約担当は、受注者が提出した請負代金内訳書に記載された法定福利費の額と、発注者が想定する法定福利費の額を比較し、これらの額に著しい乖離がないか確認を行います。

## 請負代金内訳書の様式や法定福利費の記載方法は？

・請負代金内訳書(参考資料③参照)に、入札の際に提出した「森林整備作業費内訳書」の内容と法定福利費の額などを記載し、提出してください。

### ◎記載上の注意点

- ・請負代金内訳書に記載する法定福利費は、社会保険等の掛金のうち事業主負担分です。(労働者個人が負担する社会保険等の掛金は記載の必要はありません。)(法定福利費は、元請負担分と下請負担分がありますので、これらの合計額を記載してください。)
- ・法定福利費は、社会保険等の種類ごとに分ける必要はなく、合計額を記載してください。

## 参考資料

### ①社会保険料率(令和5年4月1日時点)

種類	保険料率	
健康保険	$10.07\% \times 1/2$ (事業主負担分)	5.035%
介護保険	$1.82\% \times 1/2$ (事業主負担分) $\times 0.500$ (40~64歳の被保険者割合)	0.455%
厚生年金保険	$18.3\% \times 1/2$ (事業主負担分)	9.15%
子ども・子育て拠出金(全額事業主負担)		0.36%
雇用保険(農林水産の事業・事業主負担分)		1.05%
合計		16.050%

※保険料率は毎年改定されますので最新のものを確認してください。

保険料率の参照元	
健康保険、介護保険	協会けんぽ
厚生年金保険、子ども・子育て拠出金	日本年金機構
雇用保険	厚生労働省

### ③請負代金内訳書の記載例

年 月 日

(発注者) 殿

受注者 住所 ○○市○○町○○番○号  
会社名 株式会社○○建設  
代表者名 代表取締役 ○○ ○○

**請 負 代 金 内 訳 書**

工 事 名	○○○-○○-○○ 単県 道路工事(改良)	
工 種 等	金 額 (円)	
道路改良	○○,○○○,○○○	A
土工	○○,○○○,○○○	a
法面工	○○,○○○,○○○	b
擁壁工	○○,○○○,○○○	c
雑工	○○,○○○,○○○	d
直接工事費	○○,○○○,○○○	A(a+b+c+d)
共通仮設費計	○○,○○○,○○○	B
現場管理費	○○,○○○,○○○	C
一般管理費等	○○,○○○,○○○	D
工事価格	○○,○○○,○○○	X(A+B+C+D)
(うち法定福利費)	○○,○○○,○○○	
消費税相当額	○○,○○○,○○○	Y(X×0.1)
工事費	○○,○○○,○○○	X+Y

※法定福利費とは、工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額をいう。

## お問い合わせ先

- ・森林整備作業の契約担当(県民局総務課)
- ・岡山県農林水産部治山課整備班 電話:086-226-7457
- 治山課ホームページ <http://www.pref.okayama.jp/soshiki/58/>

・法定福利費は、事業主負担分(元請負担分と下請負担分の合計)を記載してください。  
・社会保険等の種類ごとに分ける必要はなく、合計金額を記載してください。

様式契-2の1 (契第3条関係)

年 月 日

(発注者) 殿

請負者 住 所  
会 社 名  
(森林組合名)  
代表者名

請負代金内訳書の提出について

年 月 日付けで請負契約を締結した  
ます。

森林整備作業の、請負代金内訳書を提出し

---

備考 1. 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番タテ

年 月 日

(発注者) 殿

受注者 住 所  
会 社 名  
(森林組合名)  
代表者名

## 請負代金内訳書

森林整備作業名	
工 種 等	金 額 (円)
	A
	a
	b
	c
	d
直接工事費	$A(a+b+c+d)$
共通仮設費計	B
現場管理費	C
一般管理費等	D
工事価格	$X(A+B+C+D)$
(うち法定福利費)	
消費税相当額	$Y(X \times 0.1)$
工事費	$X+Y$

※法定福利費とは、工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額をいう。